

第二章 選

挙



政治の方向を決める選挙の開票

第二章 選拳

衆議院議員選挙

昭和二十年八月十五日、「終戦の詔書」が発せられ、「ポツダム宣言」受諾によって三年八か月にわたる太平洋戦争は終結し、日本は、歴史のうえでかつてない大きな転換期を迎えた。

終戦に伴い、日本の非軍事化と民主化を目標とする連合国による占領統治が開始される中で、二十年十月ごろから早くも政党的結成が始まり、群小政党が乱立した。

連合國軍最高司令官マッカーサーから憲法改正を示唆された幣原内閣は、戦時中のままの翼賛議会を速やかに解散し、新しい議会を構成するため、選挙法の改正を急いだ。十二月十七日、選挙の基本法である衆議院議員選挙法の大改正が行われ、ここに婦人参政権の確立、選挙権・被選挙権の拡大（選挙権二十歳、被選挙権二十五歳）、一県一区を原則とする大選挙区制、制限連記制、選挙運動の自由等を骨子とする完全な普通選挙制度が実現した。

本県の選挙区は、従来の一区制・定数各三人が、全県一区・定数五人と改められた。

戦後第一回目の総選挙は、二十一年四月十日に行われた。この選挙

は、当初、同年一月二十二日施行と決定されていたが、占領軍によつて延期されたものである。

る旨の指令を発した。本県においても、現職代議士を含め、翼賛会関係者等多数の追放者を出した。また、立候補者についても、追放令に基づく資格審査が行われた。

合格卅八、失格七氏

本縣の資格確認者決る

戦後第1回目の総選挙の資格確認 (昭和21年4月 佐賀新聞)

この選挙は、戦後最初の選挙であり、有力候補者の追放、満二十歳以上でのすべての男女の選挙権行使、さらに初めての連記制の投票であったため、立候補者が殺到して全国では二、七七〇人に達し、定数四六六に対して約六倍の乱立状態であった。

本県においても、三七人（うち、婦人一人）が立候補し、五議席を争った。

政党別の立候補者数は、日本自由党八人、日本進歩党七人、日本社会党四人、国民協同党三人、日本共産党二人、諸派八人、無所属五人であった。また、前議員は二人で、他はすべて新人であった。

投票の結果は、自由党の江藤夏雄、田中善内、進歩党の中村又一、保利茂のほか、教職員の推す無所属の大島多藏が当選し、全国と同様に保守党が圧勝した。

大島多藏	無所属	新	五五、五四七票
江藤夏雄	日本自由党	新	五一、九二八票
中村又一	日本進歩党	前	四五、二五五票
田中善内	日本自由党	新	四一、五四九票
保利茂	日本進歩党	前	三六、〇一二票
(次点) 森直次			
第二十三回総選挙（昭和二十二年）			
二十一年十一月三日、日本国憲法が公布され、翌年五月三日から施行の運びとなつた。			
新憲法の施行を前にして、国会と地方公共団体の政治体制の整備をはかるため、二十二年四月を期して衆参両議員、地方公共団体の長および議員の四大選挙を行うこととなつた。これらの選挙は、新憲法の基礎			
第二十四回総選挙（昭和二十四年）			

を固めるものであるとともに、日本の民主化の第一歩として、歴史的意義をもつものであった。

こうして、戦後二回目の総選挙は、二十二年三月三十一日吉田内閣によつて解散、四月二十五日に行われた。

この選挙では、新たに中央・地方に公職道否審査委員会が設置され、追放の嵐はいよいよ激しく、共産党を除く各政党はいずれも手痛い打撃をこうむつた。本県でも、前回当選した江藤夏雄、田中善内、保利茂が追放の厄に遭い、立候補できなくなつた。

選挙は、自由党五人、民主党三人、国民協同党二人、社会党、共産党各一人のほか、無所属五人の計一七人で争われた。投票の結果、民主党の中村又一、自由党の森直次、梁井淳二、国民協同党の大島多藏、そして社会党から初めて角田藤三郎が当選した。

全国的には、社会党が第一党となり、この結果、吉田内閣が總辞職して、片山哲社会党委員長を首班とする社会、民主、国民協同の三派連立内閣が成立した。

中村又一	日本民主党	前	五七、〇〇六票
森直次	日本自由党	新	四六、五一三票
大島多藏	国民協同党	前	四二、七二九票
梁井淳二	日本自由党	新	二八、七七一票
角田藤三郎	日本社会党	新	二七、七四六票
(次点) 北川定務			

片山連立内閣は、二十三年二月、官公吏の生活補給金問題に端を発した社会党左派の反撃で倒れ、民主党を主体とする社会、国民協同連立に

よる吉田内閣が成立した。これも、昭和电工疑惑事件によって崩壊し、十月、第二次吉田内閣が成立した。しかし、吉田内閣も民主自由党の少數単独内閣で前途の多難ぶりが予想されていたところ、十二月内閣不信任案が可決され、吉田内閣は解散をもって、これにこたえた。

最高裁判所裁判官の国民審査
が、この選挙から同時に行
われることとなつた。

選舉に公正期せず
干涉せず監視す

佐賀占領軍から要望

第24回総選挙の際、佐賀軍政部からだされた声明
(昭和24年1月 佐賀新聞)

また、佐賀軍政部も選舉運動期間中、監視班が厳重な選舉監視を行うと発表し、選舉運動は酷寒期の中あって、ますます淋しく静かに行われた。立候補者は、民主自由党六人、民主党三人、社会党二人、共産党

この選挙においては、選舉運動等の臨時特例に関する法律を中心とする一連の改正選挙法によって、選挙公営が拡大される一方、文書、街頭演説等に厳しい規制が加えられることになつた。

(次点)	永井英修	民主自由党	五四、〇五三票
北川波多	保利茂	日本民主党	元
川定	中村又一	日本民主党	四八、六八六票
務	池信	民主自由党	四四、六八四票
然	民主自由党	新前	四三、〇六〇票
	新	新	四一、一四〇票

第二十五回 總選舉（昭和二十七年）

二十七年四月二十八日、講和条約と日米安全保障条約が発効した。日本は、占領政治から自立政治へと、眞の独立の第一步を踏み出そうとし

政権を担当していた自由党の吉田内閣は、鳩山一郎の追放解除による自由党内部の複雑な抗争もあって、第十四国会を召集した二日後の八月二十八日に、突如として国会を解散した。これは憲法第七条のみによるいわゆる「抜き打ち解散」であった。

県内各政党支部は、まさに大あわてであった。十月一日に行われる総選挙に対し、追放解除、自由党の内部分裂、改進党の結成、社会党の進

党、労働者農民党、国民協同党各一人、無所属二人の計一六人であった。選挙の結果は、民主自由党（前自由党）の森直次、梁井淳二、国民協同党の大島多藏、社会党の角田藤三郎の四前議員がまくらを並べて落選、民主党の中村又一のほか、新たに民主自由党から永井英修、三池信、北川定務の三新人と民主党から保利茂が当選し、保守が絶対の地盤を確保した。しかし、共産党の波多然が次点となつたことは、共産党が全国で三五議席を獲得したこととともに、同党的進出を物語るものであった。社会党は、本県だけではなく、全国的にちよう落が目だった。

出と左右分裂など、諸事情もあり、五人の前議員をはじめ、追放解除者を加えて新旧一七人が立候補し、全国有数の激戦区となつた。党派別内訳は、自由党七人、改進党一人、左・右社会党、共産党、農民協同党各一人、無所属四人であつた。

この選挙では、選舉の腐敗防止が強く叫ばれ、中央に民間団体からなる「公明選挙連盟」が発足し、本県でも公明選挙運動（現在の明るい選挙運動）が活発に展開された。

選挙の結果は、自由党から保利茂、三池信が、社会党（左派）から新人の井手以誠が当選した。また、無所属から追放解除組の愛野時一郎と新人の館林三喜男が当選した。

全国的には、自由党が過半数を制し、前回躍進をみせた共産党は完敗した。愛野時一郎はこの年十二月死亡したため、次点の江藤夏雄（自由党）が繰り上げ当選となつた。

保 利 茂	日本自由党	前	六二、七三七票	井 手 以 誠	日本社会党（左派）	前	六四、〇九五票
愛 野 時 一 郎	無 所 属	元	五三、九六九票	三 池 信	日本自由党（吉田派）	前	五五、五八九票
井 手 以 誠	日本社会党（左派）新	四八、六〇九票	館 林 三 喜 男	改進 党	前	四五、七三四票	
三 池 信	日本自由党	前	三七、六一二票	江 藤 夏 雄	日本自由党（吉田派）	前	三八、九五八票
館 林 三 喜 男	無 所 属	新	三五、一八一票	(次点) 大 坪 保 雄			

(次点) 江藤夏雄（昭和二十八年一月五日繰り上げ当選）

第二十六回総選挙（昭和二十八年）

前回の総選挙で、自由党は過半数の議席を有してはいたが、政局はなお安定しなかつた。特に、吉田・鳩山の党首争いによる自由党の内部紛争は、深刻な事態になつた。これに加え、第十五国会における吉田首相

の暴言問題に端を発する内閣不信任案が可決され、二十八年三月十四日吉田内閣は衆議院を解散した。世上いわゆる「バカヤロウ解散」によって、四月十九日総選挙が行われた。第三次吉田内閣は、わずか七か月の短命であった。

この選挙の特徴は、自由党が吉田派と鳩山派の二つに分裂して争つたことである。

本県では、自由党（吉田派）四人、自由党（鳩山派）、改進党各二人、左・右社会党、労働者農民党、共産党、無所属各一人の計一三人の立候補者があつた。

選挙の結果、左派社会党の井手以誠が最高点で当選し、自由党（吉田派）から保利茂、三池信、江藤夏雄の三人が当選、改進党から館林三喜男が当選した。自由党（鳩山派）は本県・全国ともふるわなかつた。また、前議員が全員当選となつてゐる。

二十九年十一月、自由党脱党者や改進党系の人々によって鳩山一郎を総裁とする日本民主党が結成された。自由党は衆議院議席一八〇に減少し、第五次吉田内閣は総辞職した。戦後約一〇年の長期間、日本の政治を担当した吉田時代は終わり、十二月十日左・右社会党の支持を受けた

第一次鳩山内閣が成立した。

第二十一国会は三十年一月二十四日解散し、総選挙は、二月二十七日に行われた。

この選挙では、戦後長期にわたり政権を担当した自由党、これと交代して政権を握った民主党、および共同政権樹立を目指す両派社会党に対し、また、日ソ国交正常化・再軍備問題等について、国民がどのような審判を下すかが注目された。

選挙の公明化を目標とする公選法改正後初の選挙であったが、四月に予定されている統一地方選挙と合わせ、事前運動が活発に行われていた。このため、県連合青年団が白バラ運動を展開するなど、公明選挙運動が積極的に推進された。

本県では、自由党四人、民主党四人、社会党左派二人、社会党右派一人、労働者農民党一人の計一二人が立候補した。

選挙の結果は、左派社会党から井手以誠と新人の八木昇が当選し、保守王国とみられていた県政界分布図を塗り変えることとなつた。また、自由党の保利茂、新人大坪保雄、民主党の元代議士真崎勝次が当選した。

保利 茂	日本自由党	前	五六、一六五票
八木 昇	日本社会党(左派)	新	五四、二一四票
井手以誠	日本社会党(左派)	前	四八、三五七票
真崎勝次	日本民主党	元	四六、九八九票
大坪保雄	日本自由党	新	四二、九四一票
(次点) 館林 三喜男			

第二十八回総選挙（昭和三十三年）

第二十八回総選挙は、岸内閣によって、三十三年四月二十五日解散、五月二十二日に行われた。

前回総選挙から、すでに三年三か月を経過しており、この間、第二次・第三次鳩山、石橋、そして第一次岸内閣と政権の首班だけでも三度交代していた。また民主・自由の両保守党は合同して、自由民主党が成立、一方、左・右両社会党も統一して、二大政党時代を呈していた。

このような政治情勢の中で、岸自由民主党総裁と鈴木社会党委員長との話し合いにより衆議院が解散された。この選挙は、「争点のない選挙」ともいわれ、保守・革新の二大政党の政策の対立が表面にはっきり出ず、選挙人の関心は著しく低調で、相当の棄権者がでるものと懸念されていた。

このため政府は、投票日(平日)を休日に準ずる取り扱いとする方針を閣議決定した。

本県の選挙は、自由民主党が定数をこえる六人を立て、社会党二人、共産党一人の戦後最低の九



昭和33年5月衆議院選挙の立会演説会

人で争われ、小数激戦であった。

その結果、自由民主党の三池信、保利茂、大坪保雄、社会党の井手以誠、八木昇が当選し、全国的にも、党派別の当選者の数は、解散時の保守・革新の勢力に比べ、大きな変化はなかった。

三 池 信	自由民主党	元七六、六二七票
保 利 茂	自由民主党	前六二、四九七票
井 手 以 誠	日本社会党	前六〇、四八四票
八 木 昇	日本社会党	前五七、八九八票
大 坪 保 雄	自由民主党	前五一、〇五五票
(次点) 館 林 三喜男		

第二十九回総選挙（昭和三十五年）

三十五年のわが国の政治情勢は、波乱に満ち、まさに激動の一年であった。

一月、岸内閣によって新日米安全保障条約が調印され、その批准をめ

ぐって、国会周辺は連日繰り広げられるデモ隊と警察官隊との衝突で、革命前夜にも似た騒然たる情勢であった。安全保障条約は自由民主党の単独採決により、自然承認となり成立した。政界は、岸首相が退陣、池田内閣が誕生した。社会党からは、内部分裂で民主社会党が結成されたが、十月、浅沼社会党委員長が右翼青年の凶刃によって倒れるという戦後わが国政史上最大の汚点を残した。

一方、日本経済は、池田内閣の高度成長政策によって目ざましい成長をとげた。このような諸情勢の中で選挙は、十月二十四日解散、十一月二十日に行われた。

県内の立候補者は、自由民主党五人、社会党二人、民主社会党一人、

共产党一人、全国農民政治連盟一人、計一〇人であった。今回の選挙では、古賀了農協中央会長が全国農民政治連盟から立候補したため、一大農政連旋風を巻きおこし、激戦となつた。

県民審判の結果、古賀了が大量得票でトップ当選し、自由民主党は五人を公認したが、保利茂、三池信、館林三喜男の三人、また社会党は井手以誠の一議席を確保するにとどまった。

この選挙において、農村票で固めた農民政治連盟の進出は、県政界をはじめ、全国にも大きな反響を呼び、今後の動きが注目された。

三 池 信	自由民主党	前五九、七五一票
井 手 以 誠	日本社会党	前五三、九五七票
館 林 三喜男	自由民主党	元五一、九九四票
(次点) 大 坪 保 雄		

第三十回総選挙（昭和三十八年）

日本経済は、池田内閣による積極的な高度経済成長政策によって順調な進展がみられたが、反面逐年上昇する物価、所得の地域間格差の拡がりなど、そのヒズミもじだいに目立ちはじめた。

第三十回総選挙は、物価とくらしをめぐる生活論争を焦点として、三十八年十一月二十一日に行われた。

この選挙は、前回総選挙以来三年を経過していたこと、翌年オリンピック東京大会、IMF東京総会が開催されること等を考慮して、十月二十三日のいわゆる「潮とき解散」によるものであった。

本県では、自由民主党四人、社会党二人、民主社会党、共产党、無所

属各一人の九人で争わることとなつた。選挙は、前回七万六千の大量得票を果たした農民政治連盟がその後の組織弱体化によって農民票がどう動くか、相づぐ炭鉱の休閉山で大きな組織票を失い、加えて民主社会の立候補により、不利な条件を負つた社会党の選挙戦が注目された。

投票の結果、社会党が二議席を確保して、井手以誠、八木昇が当選した。有利とみられた自由民主党は大坪保雄、三池信、館林三喜男の三人が当選したが、当選八回、大臣・党総務会長等要職の経験をもつ保利茂の落選は県政界のみならず、中央にも大きな反響を呼んだ。

また、前回農政連旋風をまきおこした古賀了は、自由民主党への入党を希望したが、公認もれとなり、やむなく無所属で立候補した。しかし、結果は不運に終わつた。

井 手 以 誠	日本社会党	前	六六、六七四票
大 坪 保 雄	自由民主党	元	六四、六八八票
三 池 信	自由民主党	前	六〇、八〇六票
八 木 昇	日本社会党	元	五九、六四六票
(次点) 保 利 茂	自由民主党	前	五七、八九八票

第三十一回総選挙（昭和四十二年）

四十一年八月以来、相づぎ発生した一連のいわゆる「黒い霧事件」によって、佐藤内閣はゆるぎ、与野党の対立は激化していた。十二月二十七日、通常国会開会即解散となり、総選挙は一月二十九日投票の、正月選挙となつた。このため、県・市町村の選挙管理委員会は、正月返上で選挙の管理執行に当たつた。

この選挙では、各党とも当選第一主義をとつて候補者をしづり、本県



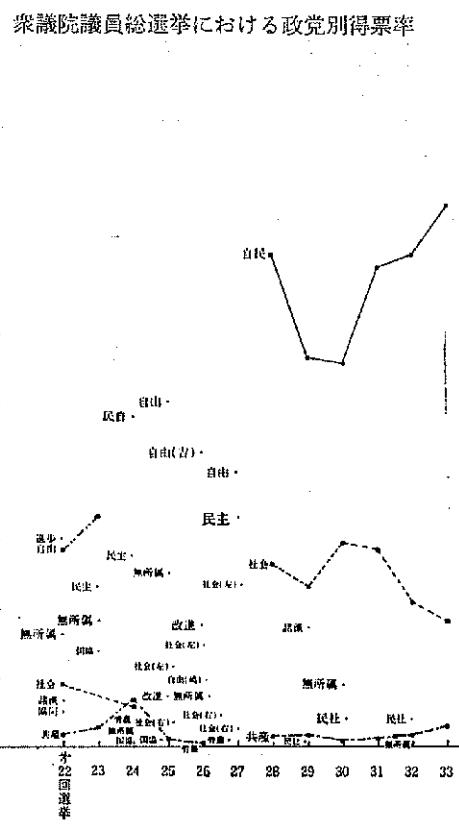
選挙の七つ道具 昭和42年1月衆議院選挙

井 手 以 誠	日本社会党	前	六六、六七四票
大 坪 保 雄	自由民主党	元	六四、六八八票
三 池 信	自由民主党	前	六〇、八〇六票
八 木 昇	日本社会党	元	五九、六四六票
(次点) 保 利 茂	自由民主党	前	五七、八九八票

選挙の結果は、自由民主党から保利茂、三池信、大坪保雄が、社会党から八木昇、井手以誠が当選し、自民三、社会二に変化はなかつた。

この選挙は、自由民主党四人、社会党二人、共産党一人の七人で五議席を争う戦後最低の競争率となつた。

この選挙は、「黒い霧事件」に端を発したこと、あるいは、政策以前の政治姿勢、政治の浄化を争点に選挙戦がくりひろげられた。選挙人の関心も非常に高く、本県の投票率は八四%と、二十七年に次ぐ高い投票率で、全国第五位の成績を収めた。



第三十三回總選舉	(昭和四十七年)	保利茂	自由民主黨
三	池	信	自由民主黨
大	坪	保	自由民主黨
山	下	雄	自由民主黨
八	木	德	自由民主黨
(次点)	高	夫	自由民主黨
橋	橋	昇	日本社會黨
義	義		
男	男		

沖縄復帰を果たして通算七年二か月の長期政権を担当した佐藤内閣は退陣し、四十七年七月田中内閣が成立した。

田中内閣は、「決断と実行」を掲げ、日中國交正常化や「日本列島改
造論」など内外に積極的な政策を打ち出し、政治の転換をはかった。

し、戦後一二回目の総選挙は十一月十四日行われた。

面について、にぎやかな公約を掲げ、選挙戦に臨んだ。

本県の選挙は、自由民主党が公認問題でこじれたか、結局五人を公認し、前回一議席を失った社会党は一人にしぼり、ほかに共産党から一人

が立候補して、七人の少數激戦であつた。

県民審判の結果、自由民主党から保利茂、三池信、山下徳夫、新人の

卷之三

結果は、自由民主党は、保利茂が一一万六千票という本県衆議院選史上最高得票を果たし、つづいて、三池信、大坪保雄、新人の元県議会議長山下徳夫が当選した。一方、社会党は、二人の候補者で、八万七千

議長山下徳夫が当選した。一方、社会党は、一人の候補者で、八万七千票の得票にとどまり、八木昇が最下位で当選した。この社会党の退潮は、全国的なものであり、一〇〇議席を割る結果となつた。

八木 昇	日本社会党	前	八二、四七五票
愛野 興一郎	自由民主党	新	七二、四三六票
三池 信	自由民主党	前	六三、九一四票

山下徳夫 自由民主党 前 六三、九〇三票
(次点) 大坪保雄

二 参議院議員選挙

戦後、貴族院が廃止され、かわって新憲法により第一院として参議院が設けられた。

当時、占領軍が出した草案(マッカーサー草案)では、国会は、一院制であった。日本政府は、明治憲法時代には、衆議院と貴族院の両院制であったので、できれば衆議院と全く違った組織(職能代表制)の上院をぜひ設けたいということで、総司令部に折衝した。これに対し、総司令部は、両院とも国民による直接選挙で選出するということで、両院制を認めた。

そこで、憲法第四十三条规定で衆議院と同様に公選によるべきことが規定され、昭和二十二年二月、憲法の施行に先立つて、参議院議員選挙法が制定公布された。その内容は、同じ公選制による衆議院とくらべ、次のような違った特色が出された。

- 一 任期六年の半数改選制
- 二 選挙区を全国区と地方区の一本立とする
- 三 被選挙権を満三十歳以上とする
- なお、本県地方区の定数は一人とされた。

議員選挙法により三月二十日公示され、四月二十日に行われた。選挙の

主な争点はやはり終戦直後の厳しかった世相を反映して、インフレ、経済の復興、食糧、民生安定等の対策、労働問題等であった。

本県地方区では、立候補者が三人あり、深川栄左衛門が六年議員に、また今泉政喜が三年議員にそれぞれ当選した。社会党の山中長作は、革新陣営をバックに、都市インテリ層、炭坑組織労働者、農村青年等の支持を得たが、六千票足らずの差で落選した。

深川栄左衛門 日本民主党 新 一五六、六三六票

今泉政喜 日本自由党 新 八九、〇六一票

(次点) 山中長作

全国区では、二四六人(辞退者を除く)の立候補者があり、世界にも例のない全国一区の選挙区で、立候補者の名前すら周知されないで、しかも二四六人中一人を記載するということで、有権者は相当の困惑を感じた。



第1回の参議院議員選挙の投票(昭和22年4月)

本県出身者では、前文部大臣で貴族院議員であった田中耕太郎、大隈重信の孫で同じく貴族院議員であった大隈信幸がそれぞれ六年議員として当選した。三年議員では小林勝馬が当選している。

第一回通常選挙(昭和二十二年)

第二回通常選挙（昭和二十五年）

第二回通常選挙は、五月四日に公示され、六月四日に行われた。今回の通常選挙は、参議院創設以来初めてその半数を改選すべき選挙であるとともに、五月一日に施行された選挙の統一法規である公職選挙法下初めての選挙で、また、戦後五年を経過して講和問題が重要な政治課題として取り上げられてきた際であり、極めて重要な意義をもつ選挙であった。

本県地方区では、定数一に対し四人の立候補者があり、一つの議席をめぐって保守系候補一人、共産党は江口子午三を公認した。また、農民団体は井手以誠を統一候補として推すこととなり、民主党の一部が自由党との行きがかり上、井手を推薦することとなつたため、革新陣営は三つどもえとなつて相争つた。選挙の結果は、自由党の杉原荒太が当選したが、革新系三候補の得票数は合計二〇万票を越え、当選者をはるかに上回っている。

杉原荒太　日本自由党　新一四三、九〇八票

（次点）坂口重

第三回通常選挙（昭和二十八年）

第一回通常選挙で選出された参議院議員のうち、六年議員の任期が、五月一日をもつて満了するので、これに伴う第三回通常選挙は三月二十四日に公示され、四月二十四日に行われた。この選挙は、時あたかも政局不安定で内閣不信任案が成立し、政府が即日衆議院の解散を断行したことにより行われた第二十六回総選挙の五日後であったために、総選挙に国民の関心を奪われた感があった。

本県地方区では、立候補者は三人で、社会党は「再軍備絶対反対」を主張して八木昇を推し、自由党は「政局安定は自由党で」と強調する松岡平市を推した。一方、改進党は有力な参議院候補と目されていた田中鉄三郎の出馬断念に伴い、人格と識見を高く買われている元大使武富敏彦を候補として選挙に臨んだ。選挙の結果は、三候補が激しく競り合つたが、結局自由党の松岡が社会党の八木をわずか六千余の差をつけて当選した。

松岡平市　日本自由党　新一四一、一七三票
(次点) 八木昇

第四回通常選挙（昭和三十一年）

第二回通常選挙で選出された議員の任期が満了し、第四回通常選挙は六月十二日公示され、七月八日に行われた。今回の通常選挙は、対外的には日ソ復交・国連加盟を近い将来に控え、完全な独立国家としての歩みを国際社会で占めようとした。国内的には、政治・経済・社会・文化等諸分野において、戦後の過渡的色彩を一掃し、真にわが国情に適合した諸制度を確立しようとする時期にあたり、特に憲法改正をはじめとして、重要な諸政治問題の解決が課題として争われた。また、当時、政界は日本民主党と自由党が合同して自由民主党となり、また、左・右両派の社会党の一本化が成り、二大政党対立の時代が出現したなかでの初めての選挙として注目を浴びた。

本県地方区では、この選挙にさきだち、自由民主党県支部の候補者公認にからんで、複雑な内情をさらけだし、光石士郎を公認すると、六月八日、公認に漏れ、非公認で立候補を決意した杉原荒太を支持するいわゆる杉原派（元民主党系）七県議が集団脱党、自由民主党県第一支部の

結成を声明した。これに対し主流派は、最後まで一本化調整について話しあつたが、ついに六月十日、選挙告示の二日前に杉原と同派の七県議を除名処分にした。保守合同にさきだって、県議会の会派の保守合同を行つた自由民主党県支部は、全国的に保守合同が成つて間もない最初の選挙で早くも分裂した。

一方、この保守分裂の間けきに乘じる絶好のチャンスに恵まれた革新系では統一候補を出すという気運が生まれず、社会党からは、堀部靖雄、共産党は波多然を立てた。

投票の結果、保守系無所属の杉原が自由民主党公認の光石を破つて当選した。特に目だったのは革新系の惨敗であった。保守系二人の得票二七万余票に対し、社会・共産合わせて一万五千票に過ぎなかつた。しかし、全国的には社会党が、三分の一以上の議席を確保して、憲法改正を阻止する結果となつた。



第4回参議院議員選挙 昭和31年7月

杉原荒太無所属 新一四四、八七〇票

(次点) 光石士郎

第五回通常選挙（昭和三十四年）

今回の通常選挙は、四月の統一地方選挙のあとをうけ、五月七日公示され、六月一日に行われた。この選挙は、安保条約改定、日中國交回復等の外交問題が争点に取り上げられ、自由民主、社会両党の議席獲得の争いとして、また、次第に減少の傾向にある緑風会等の中間勢力の消長が、今後のわが国の政治の方向に多大の影響を及ぼすものとして、各方面から注目された選挙であった。

本県地方区では、知事を二期つとめた鍋島直紹が知事三選を辞し、自由民主党に入党、党が鍋島を公認したため、かねて立候補をうわさされていた現職の松岡平市は立候補を断念した。これに対し、共産党は井手太郎を立てたが、社会党は候補者を立てなかつた。このため選挙は自由民主党の鍋島と共産党の井手の争いとなり、予想通り鍋島の大勝に終わった。

鍋島直紹 自由民主党 新三三三、一六八票
(次点) 井手太郎

第六回通常選挙（昭和三十七年）

第六回通常選挙は、六月七日公示され、七月一日に行われた。この選挙は、公明選挙を実現するために、公選法の大改正がなされた直後に行われるものであり、文書・言論活動がこれまでにくらべて自由となり、個人本位の選挙から政党中心の選挙へと、各党とも活発な選挙活動を開いた。また、選挙の公明化をはかるために、公明選挙運動が数年来きわめて活発に行われ、三十七年に入つてからは「買収供応追放運動」、

選挙期間に入つてからは「国民投票総参加運動」が全国的に展開され、選挙民の啓発について格段の努力が払われた。

本県地方区では、四人の立候補者があり、一つの議席をめぐって保守系候補二人、革新系候補二人が激しく争つた。

自由民主党は、現職で、元防衛庁長官の杉原荒太、社会党は、衆議院当選二回の八木昇、共産党は井手太郎を公認した。これに対して、自由民主党の公認もれとなつたが、財政問題に明るい廉隅伝次が、農民政治連盟推薦に、自由民主党県連反主流派の応援をうけて立候補した。

投票の結果、廉隅は意外と伸び悩み、杉原・八木の激しいトップ争いとなり、わずか二千七百余の差で杉原が当選した。

杉 原 荒 太 自由民主党 前 一三六、八一二票

(次点) 八 木 升

第七回通常選挙（昭和四十年）

第七回通常選挙は、議員の任期満了日と通常国会の会期延長の関係から、公示日の決定が遅れ、通常選挙としてはあわただしい中に六月十日公示され、七月四日に行われた。この選挙は、佐藤内閣発足後初の選挙であり、経済不況・物価高・減税など比較的の国民に身近な問題や、日韓交渉、ベトナム問題など緊迫した外交情勢が争点となつたため、かなりの盛り上がりを見せた。

本県地方区では、参議院二選を目指す自由民主党鍋島直紹、社会党官崎茂、共産党江口子午三の三人が立候補したが、選挙の結果は、鍋島が知事八年、参議院議員六年の経験と実績にものをいわせ、圧倒的強さで当選した。

鍋 島 直 紹 自由民主党 前 二四六、二六三票

第八回通常選挙（昭和四十三年）

第八回通常選挙は、六月十三日公示され、七月七日に行われた。この選挙は、流動する内外諸情勢のなかで、明治百年を迎えた日本の進むべき道を国民の意志によって誤りなく方向づけるための重要な意義を持つものであった。特に、安保改定と防衛、沖縄返還、物価、都市問題等の諸問題が山積していたほかに、国際的にもベトナム問題等流動する諸情勢のなかで、国民の意識がいやおうなしに高まつた選挙であった。

本県地方区では、定数一に対し、自由民主党杉原荒太、社会党野口昌敏、民主社会党橋本八男、共産党江口子午三、無所属から牛丸義留と廉



明るく正しい選挙を訴えるパレード
昭和40年7月参院選挙

開伝次の二人、計六人が立候補して、全国有数の混戦であった。混戦の発端となつた自由民主党は、杉原を公認決定しながらも、牛丸・廉潤が非公認出馬の意思を変えず、結局、選挙直前になって両氏を除名処分にすることによって、表面一本化にこぎつけた。党組織は分裂の様相を呈し、さる三十一年通常選挙の光石・杉原と同じ保守の共食い現象を見せた。従つて、保守・革新の対決というこれまでの選挙と違い、保守同志の感情的対立がより深刻な問題として浮かび上がつた。

選挙の結果は、杉原・牛丸の激しいトップ争いとなり、結局七千三百余票の差で杉原が当選した。

杉原 荒太　自由民主党 前 一三三、〇六九票
(次点) 牛丸 義留

第九回通常選挙（昭和四十六年）

第九回通常選挙は、四月の統一地方選挙のあとをうけ、六月四日公示され、同月二十七日に行われた。この選挙は、沖縄返還問題をはじめ、公害・物価問題等、外交・内政にわたる数々の重要な問題について、国民の信を問うべきものであるとともに、一九七〇年代の国政を審議する良識の府にふさわしい国会議員を選ぶという、極めて重要な意義を有するものであった。しかし、農繁期、悪天候、あるいは統一地方選挙直後であつたためか、投票率については、全国平均で戦後二番目に低い記録となり、本県平均でも戦後最低であった。

本県地方区では、三選をねらう自由民主党の鍋島直紹、前回（四十三年）に次いで二回目の挑戦をする社会党的野口昌敏、共産党的佐藤隆治の三人が立候補したが、選挙の結果は、鍋島が本県知事、國務大臣の経歴と、県民の各界にわたる根強い人気によるものといわせて、圧倒的強さで

当選した。

鍋島 直紹　自由民主党 現 二五二、一八一票
(次点) 野口 昌敏

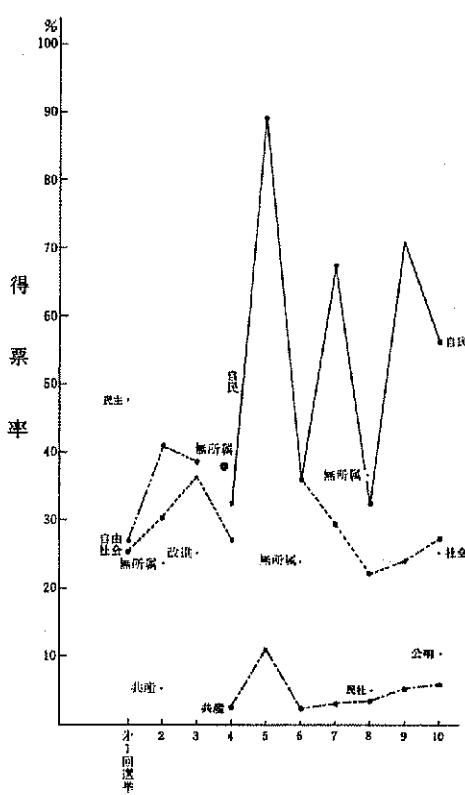
全国区では、本県出身は自由民主党の古賀雷四郎が全県的に支持を受け、二三位で当選した。

第十回通常選挙（昭和四十九年）

第十回通常選挙は、六月十四日に公示され、七月七日に行われた。この選挙は、早くからいわゆる保革逆転の可能性に対する国民の強い関心を集め、また、物価・教育・福祉等の生活に密着した問題が争われた。今後のわが国の進むべき道を選択するという重要な意義を有するもので

あり、また投票時間が一時間延長されたことなどから、史上空前の投票

参議院議員通常選挙における政党別得票率



率を示した。

本県地方区では、公明党が初めて国政レベルでの選挙に候補者を立てたこと、自由民主党福岡日出麿、社会党おどり哲郎、公明党中央野鉄造、共産党佐藤隆治の四人で、共産党を除き他は新顔であったことなど、フレッシュ選挙の様相を呈した。

選挙の結果は、自由民主党の福岡が、県議五期をつとめた知名度と保守一本化に成功したことから、予想通り圧勝し、初当選した。これで第一回通常選挙以来一〇回連続して保守が議席を確保した。

福岡 日出麿 自由民主党 新二四五、一五五票

(次点) おどり 哲郎

三 知事・県議会議員選挙

昭和二十二年四月、新しい地方自治制度に基づく地方公共団体の長および地方議会の議員の選挙が全国一斉に行われて以来、四年目との三月から五月にかけて任期満了による地方公共団体の議員および長の選挙が統一して行われることとなつた。政府は、その都度、地方公共団体の議会の議員および長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(特例法)を制定して、多くの地方公共団体が統一して地方選挙を行うこととした。この特例法に基づいて行われる地方選挙を「統一地方選挙」といい、二十二年を第一回として、これまで八回行われた。

この法律は、選挙期日を特定する必要があるため、統一地方選挙を必要とする時期ごとに制定され、二十二年以来四年ごとに制定されてい る。また、選挙期日は、二十二年四月には、知事と市町村長、県議会議

員と市町村議会議員がそれぞれ同一日に統一されていたが、二十六年四月以降は、知事と県議会議員、市町村長と市町村議会議員選挙が、それぞれ期日を統一して行われている。

二十二年以降行われた統一地方選挙のうち、知事・県議選挙の概要是次のとおりである。

第一回知事・県議選挙(昭和二十二年)

昭和二十二年四月五日、官選から公選に切り替えられた最初の知事選挙が全国一斉に行われた。本県では、自由党から梁井淳一(元台北州知事)、民主党から戸澤盛男(前佐賀県知事)、社会党から本城廣信、共産党から池田澤太が立候補し、このほか中立として自由党の一部と農青連などの推す冲森源一(元佐賀県知事)、県教育会長の多久龍三郎、このほか篠原春雄の七人が立候補し、激戦が予想された。投票の結果、中



第1回知事・市町村長選挙 昭和22年4月5日
(昭和22年4月 佐賀新聞)

立の沖森が全投票数の過半数を獲得して、初代公選知事に当選した。當時の佐賀新聞は、「約二四万票を持つ農民層の驚くべき団結と支持がものをいた」と農青連の支持を高く評価した。

当選 沖森源一 一七五、〇九五票

多久龍三郎 五一、二九三票

梁井淳二 四八、五九〇票

戸澤盛男 四五、二七六票

本城廣信 二三、三二二票

池田澤太 一一、七九四票

篠原春雄 四、八四八票

また、同年四月三十日には、戦後初の県議会議員選挙が行われた。議席数は、地方自治法第九十条に、「人口七〇万未満の都道府県は四〇人、人口百万までは人口五万ごとに一人を増す」との規定があり、これにより本県の場合四三人となつた。

四三の議席に対し、民主党二七人、自由党二一人、社会党九人、共産党五人、国民協同党二人、諸派四人、無所属五一人の一九人が立候補し、二・八倍の競争率となつた。なかでも小城郡では定数四人に對し一四人が立候補し、競争率三・五倍と激戦が展開された。

この選挙は、昭和十七年四月の「翼賛選挙」以来、五年ぶりの県会議員選挙で、しかも立候補者が公職追放の影響を強く受け、一九人のうち新人が一一六人を占める新鮮な顔ぶれであった。このため、県民の関心も高く、投票率は八八・三%の高率であった。

全投票区で行われた投票の結果、議席獲得数は、日本民主党一五人、

自由党一〇人、社会党一人、諸派一人、無所属一六人であった。

选举



第2回知事選挙の選舉公報

新・前・元別には、新人四一人、前議員一人、元議員一人であった。

第二回知事・県議選挙（昭和二十六年）

二十六年四月三十日に行われた知事選挙は、過去四年間における地方自治がいかに成長したかを示すバロメーターとして、また、多大の期待をもって制定された公選法の試金石として、有権者の注目を集めた。この選挙において、保守党では、終戦後崩壊しかかった地盤が再組織、再編された。

今回の知事選挙では、現職の沖森対反沖森に二分された形で、候補者の調整が進み、五人の有力候補がうわさされた。自由党は最終的には四月、現職の沖森を推せんし、一方の反沖森派（民主党、社会党、自由党一部）は野党統一戦線を組み、郷土候補として鍋島直紹（県教育委員会副委員長）を擁立して、保守系候補間の一騎打ちとなつた。

また、同時に行われた県議会議員選挙では、四四の議席に対し、自由党四〇人、民主党二〇人、社会党七人、共産党、社会民主党各一人、無所属四四人の一一三人が立候補した。

これを新・前・元別みると、新人七七人、前議員三六人であり、県内至るところで乱戦が展開された。

投票の結果、議席獲得数は自由党一六人、民主党七人、社会党四人、無所属一七人となり、新・前・元別では、新人三二人、前議員一二人が当選した。前回の県議選挙に比べて、民主党の後退と、社会党の進出が目立ち、わずか一人であった社会党議員は一挙に四人となり、逆に民主党議員は一五人から七人となつた。

そのほか、初めて女性県会議員が二人誕生している。

第三回知事・県議選挙（昭和三十年）

二十八年九月に町村合併促進法が制定されて以来、画期的な町村合併が全国的に行われ、本県においても、合併により七市三六町六村に統合された。

一方、地方行政事務の拡大や、国の補助事業の増加等に伴い、地方財政は、困難の一途をたどり、赤字財政の建て直しは地方自治体にとって重要な懸案とされ、その解決と今後四年間にわたって地方政治を委ねる意味で、この第三回知事・県議選挙は重要な選挙であった。

二十九年暮れの「次期知事選不出馬」の鍋島発言は、当然再出馬を予想していた県民に大きな反響を与えた。これに対し、さまざま階層から出馬要請があり、鍋島は引くに引けない状況となり、翌年三月、出馬の意思を表明した。各政党も積極的に鍋島を支持し、世論は無投票当選を予想し、平穏裡に知事再任がなると考えていた。ところが、三月三十

日に唐津市の吉田源治が立候補し、投票は避けられないこととなつた。

この結果、各党から推薦される予定の鍋島に対し、新人吉田がどこまで食い込むかが興味の焦点となつた。

四月二十三日に投票が行われたが、予想通り、鍋島が圧倒的多数をもつて再選された。

当選 鍋 島 直 紹 三八五、二二七票

吉 田 源 治 四一、八七四票

一方、同日執行された県議会議員選挙においては、町村合併の推進により、従来の二市に加えて、鳥栖など五の新市が誕生し、町村が減少したため、選挙区は一〇から一挙に一五に増加、選挙区の区域、定数も大幅に変更されたため、立候補者は大きな戸惑いを感じて選挙に臨んだ。

前回に比べて候補者が大幅に減少し、定数四四に対し八三人が立候補した。候補者の党派別内訳は自由党二〇人、民主党一八人、社会党一〇人、共産党二人、無所属三三人であった。これを新・現・元別にみると、新人四三人、現議員三三人、元議員七人と、新人が過半数を占めた。

また、鳥栖市・多久市・西松浦郡の各選挙区が無投票であった。

投票の結果、県議会の勢力分野は、自由党一四人、民主党六人、社会党六人、無所属一八人となり、新・現・元別では新人一八人、現議員二三人、元議員三人であった。

その後、三十一年、小城郡選挙区（定員三）において、二人の欠員が生じたため、同年七月十八日補欠選挙が行われた。立候補は自由民主党三人、社会党一人で、当選は自由民主党一人であった。

第四回 知事・県議選挙（昭和三十四年）

二十六年から二期八年にわたって県政を担当してきた鍋島直紹は三選出馬を辞したため、県出納長であった松田一男が、いちはやく自由民主党から立候補を表明した。これに対し自由民主党主流派は、本県出身で会計検査院事務総長の池田直を推すことを決定したため、自由民主党県支部は、知事選挙をめぐって池田を推す主流派と、松田を推す一派に分かれた。このため、党内で一本化の動きがおこり、三月下旬の党県連役員総会において推せん候補を池田に決定し、松田は辞退したため、社会党公認の柳川善光と、前回知事選出馬の吉田源治（無所属）の三人で知事の座を争うことになった。

四月二十三日の投票の結果、自由民主党の推せん候補の一本化と、保守の地盤が功を奏し、池田が次点に八万二千票の差をつけて、初当選した。

た。

当選 池 田 直

二九〇、五八四票

柳 川 善 光

一一八、四九四票

吉 田 源 治
三二、二三五票

元議員三人であった。

また、西松浦郡選挙区が無投票であった。

第五回 知事・県議選挙（昭和三十八年）

三十八年四月十七日に行われた知事選挙は無投票となり、池田直が再任された。

このため、同日行われた県議選挙についても盛りあがりを欠いたが、自由民主党は前回の低調さをばん回すべく、四〇人の候補を立て、県政の主導権を握ろうとし、社会党一四人、農政連八人、無所属一〇人と、定数四四人に對して七二人が立候補した。これを新・現・元別にみると新人二六人、現議員三九人、元議員七人であった。



初当選を祝う池田陣営 昭和34年4月

一方、同時に行われた県議選においては、農協連を中心とする農民団体の幹部が自由民主党を離脱して、県農民政連盟

に対し、社会党は一名の當選者を出し、特に佐賀市選挙区においては

全員当選という好成績を収めた。農政連については、全体的に苦戦したものの五人の当選者を出した。新・現・元別では、新人一三人、現議員二八人、元議員三人と、新人の台頭が少し減ったものの、現職候補三九人のうち一一人が落選した。

また、小城郡・西松浦郡の各選挙区が無投票であった。

その後、唐津市選挙区（定員四）において、二人の欠員が生じたため、四十年七月十一日補欠選挙が行われた。立候補者は、自由民主党二人、社会党一人、共産党一人の計四人で、当選者は自由民主党二人であった。

第六回知事・県議選挙（昭和四十二年）

四十一年暮れ、任期満了を翌年にひかえた池田直は、知事三選出馬を正式に表明し、自由民主党に推せんを申し入れた。これに対し、同党県連は十二月、池田推せんを決定した。一方、池田独走を阻止しようとする共産党は、江口子午三の公認を決定し、知事選挙はこの二人で争われることになった。

翌年四月十五日、小雨のなか投票が行われたが、池田が圧倒的多数で三選された。

当選 池田 直 三四〇、三九九票
江口子午三 三九、〇九二票

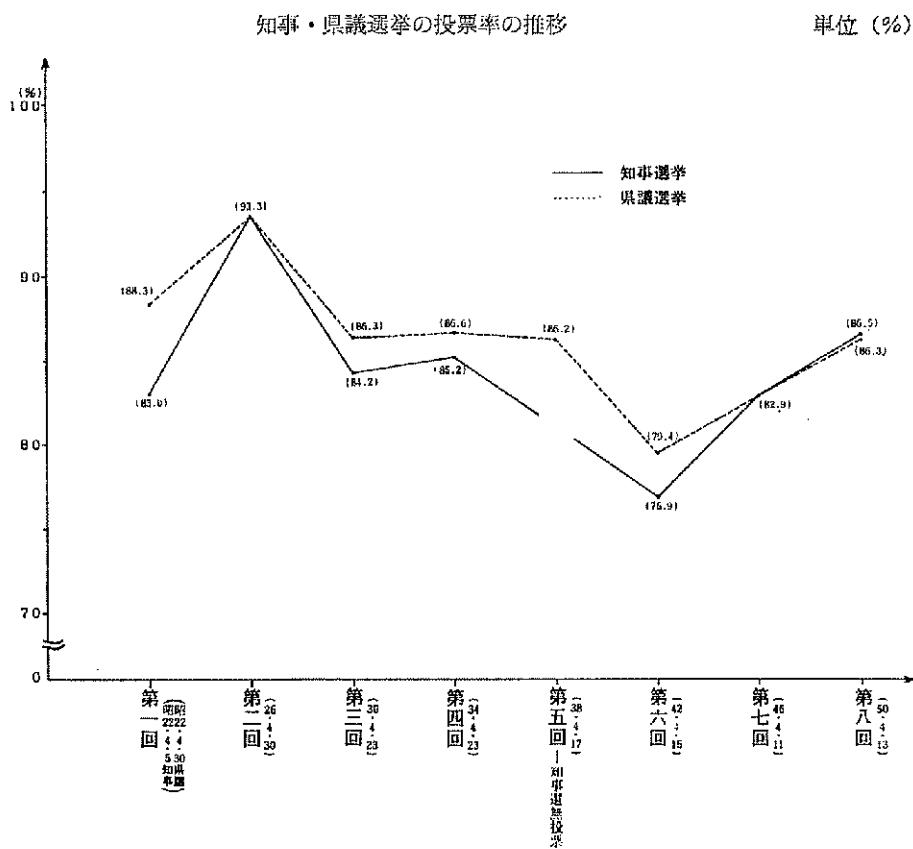
一方、同時に行われた県議選挙では、炭鉱の閉山等による人口流出のため、県内的人口は激減し、県議定数も前回より一人減の四三人となり、保守・革新の勢力争いに大きな影響をおよぼすこととなつた。

候補者数は前回より九人減の六三人であったが、これを政党別にみると

と自由民主党三六人、社会党一五人、共産党三人、民主社会党一人、無

所属八人であり、また、新・現・元別では新人二三人、現議員三四人、元議員六人であった。

投票の結果、政党別では自由民主党三三人、社会党八人、民主社会党



一人、無所属一人が当選した。前回議席の一から三議席失った社会党について、当時の佐賀新聞は、「自由民主党の現職中心による候補者の巣籠と集中的な選挙戦の展開に対し、社会党的労組依存の選挙戦と候補者の調整の不手際による足並みの乱れのため、新人中心の候補者が各地でぎりぎりの接戦をしながらも敗退した。」と論評している。また、新現・元別では新人八人、現議員三十人、元議員五人の当選者を出した。

この選挙の特徴としては、現職と新人の当選率が差を拡げたこと、婦人候補が全員当選したこと、投票率が戦後最低（七九・三九%）であったことなどがあげられる。

また、多久市・三養基郡・西松浦郡の各選挙区が無投票であった。

第七回知事・県議選挙（昭和四十六年）

一九七〇年代は内政の時代といわれ、公害の防止をはじめ、交通安全・道路・下水道等の公共事業の推進、米の生産調整等、地方自治がまさに転機にさしかかっているとき、これを担う代表者を選ぶためのこの選挙は、住民に深い関心と期待がもたらされた。立候補者は、四選を目指す自由民主党推せんの池田直と、これを阻止しようとする共産党公認の江口子午三との争いとなり、四月十一日に投票が行われたが、池田が圧倒的多数で四選された。

当選 池田 直 三六二、五六三票

江 口 子午三 六六、三一三票

一方、争点なき選挙と評された県議選挙は、自由民主党三四人、社会党一二人、民主社会党一人、共産党四人、無所属一五人の六六人が立候補し、新・現・元別では新人三十人、現議員三四人、元議員二人と新人候補が半数近くを占めた。

投票の結果、当選者四三人の党派別内訳は自由民主党二七人、社会党七人、無所属九人であり、新・現・元別にみると新人一六人、現議員二六人、元議員一人がそれぞれ当選した。

また、一五市郡の全選挙区で投票が行われ、特に二十年ぶりに投票が行われた西松浦郡選挙区では、一議席に三人が立候補し、最大の激戦区であった。

第八回知事・県議選挙（昭和五十年）

県政初の大規模保革激突となつたこの知事選挙では、自由民主党推せんの池田直が、革新共闘の井手以誠を約五万票差で破り五回目の当選を果たした。

保守系では、「五選」

を目指す池田直と、多久市出身で国民年金福祉事業団理事長の牛丸義留

が、四十九年夏、自由民主党政連に対し、それぞれ党推せん、党公認申請を出した。同党政連は、前回参院選における保革接近の状況から保守の一本化が必要であるとの判断に基づき、調整が行われ、う余曲折の末、十二月下旬になって、池田を推せ



大型の保革対決となった昭和50年の知事選挙

んすることに決定した。

一方、革新系では、四十九年十月、社会党元代議士の井手以誠が革新系無所属として出馬を表明し、これを社会党・共産党・民主社会党的三党が推せん、公明党が支持するという野党共闘により、知事選挙に臨むこととなった。

池田陣営は「楠」をシンボルマークとする県内各地の後援会「豊かな佐賀県を作る会」をバックに、四期一六年の実績をもとに五選を目指せば、井手陣営は「稻穂」をシンボルマークとする革新政党・労組・農民等の結集による「明るい県政を作る会」をバックに一七年間にわたる代議士としての政治経験を生かし、「対話の庶民県政」樹立をねらった。四月十三日に投票が行われたが、結果は池田が保守の地盤と現職の強みを生かして、四万八千票の差で、五選を果たした。

当選 池 田 直	二六四、八九三票
井 手 以 誠	二一六、八七四票

一方、県議選については、県人口の減少に伴い、定数が一人減の四十二人となつた。この選挙では、初めて公明党から公認候補が出馬したため、五党全部の公認候補が出そろい、「多党化選挙」の様相を呈した。立候補者の政党別内訳は自由民主党三四人、社会党一二人、共産党七人、民主社会党一人、公明党一人、無所属一八人であり、新・現・元別では新人三六人、現議員三二人、元議員五人の七三人が立候補した。

投票の結果、自由民主党三〇人、社会党四人、民主社会党一人、公明党一人、無所属六人が当選した。この選挙では初の公明党県議が誕生するなど、多党化の傾向と社会党の議席減が目立つた。新・現・元別では新人一四人、前議員三四人、元議員四人が当選した。

また、この選挙では、多久市選挙区が無投票であつた。

一方、任意制のポスター掲示場の設置および選挙公報の発行が条例化により実施され、選挙公報が一段と拡充されたことも、この選挙を特徴づけるものであった。

四 政党の変遷

中央における 総戦時の日本の政界は、翼賛政治体制のもとに、衆議院の動き 院議員の大半は大日本政治会に所属し、一部は護国同志会または翼賛社年議員同志会を、またきわめて少数の者は同交会をつくっていた。占領政策の開始とともに、翼賛団体は解散に追い込まれた。そして、占領軍による政治的自由の確保によって、多くの政党が統々と結成され、二十一年四月の総選挙の際、名乗りをあげた政党は三六三にも達している。

政党結成の第一号は、日本社会党で、二十年十一月、戰前の無産政党を結集してできたものである。次いで同月、旧政友会系が中心となり日本自由党、大日本政治会所属議員の大半により日本進歩党が結党をみた。

十二月には、日本共産党が第四回大会を開き、公然と政治活動を開始、また、農村関係議員の一部により日本進歩党が結成された。

二十一年五月、日本協同党は、日本民主党、日本農民党と合同して協同民主党となり、翌二十二年三月、国民党とあわせて国民協同党となつた。

三月、日本進歩党と日本自由党の一部、一部の無所属議員の参加により、日本民主党を結成した。十一月、日本民主党を脱党した分派が、翌

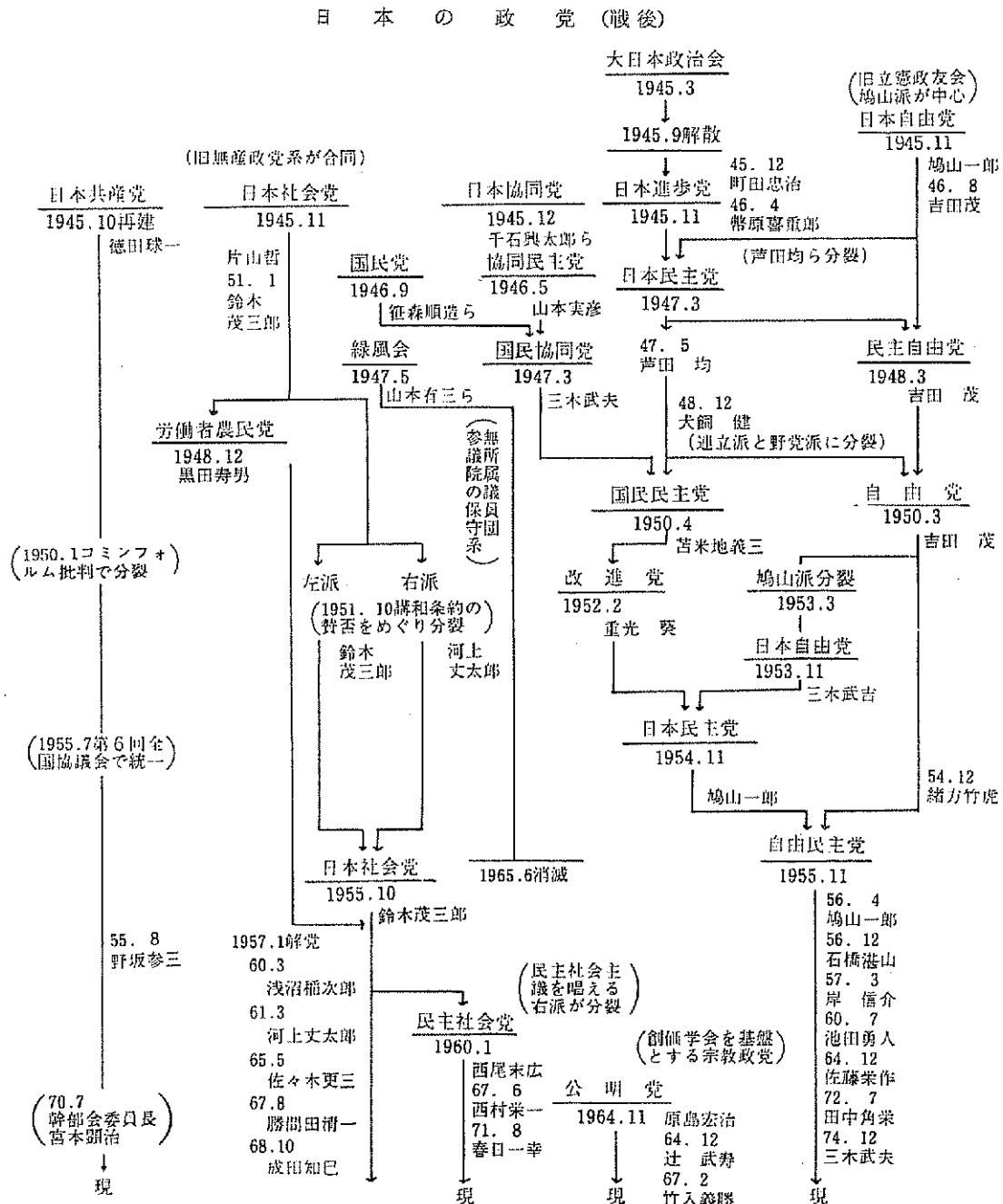
第2章 選舉

二十三年三月日本自由党に合流し、日本自由党は民主自由党と改称した。

一方、日本民主党は二十四年三月連立派と野党派に分裂、連立派は翌二十五年二月民主自由党と合流して自由党を結成した。野党派は、同年四月国民協同党と合同して国民民主党を結成した。

日本社会党では、講和条約締結問題か
ら、二十六年十月左

二十七年二月、國民民主党は農民協同党や新生クラブと合同して改進党を結成し、さらに二十九年



資料：角川「日本史辞典」

十二月には改進党・自由党の一部・日本自由党が日本民主党を結成した。

昭和三十年は、わが国に一大政党が出現した年であった。すなわち、

同年十月左・右両社会党は統一大会を開催して、四年ぶりに再統一した。一方、日本民主党と自由党との間の保守合同の話し合いも進み、同年十一月自由民主党が成立した。

しかし、三十五年ごろから多党化の傾向も表われることとなり、同年

一月には日米安全保障条約改訂問題から、日本社会党の旧右社系の一部が脱党して、民主社会党を結成した。また、三十六年十一月政治団体として公明政治連盟が結成され、三十九年十一月には公明党と改称した。

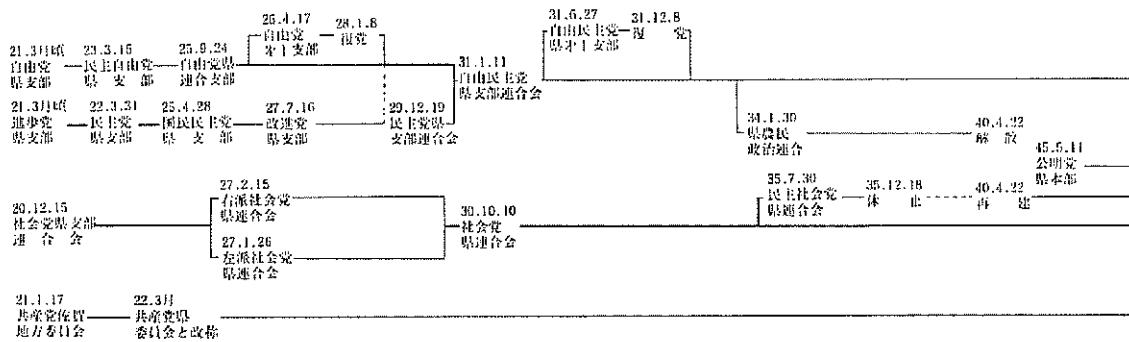
県下の政党 県内の政党の復活は、中央の政治情勢に呼応し、二十年末ごろから結成の動きが活発となり、翌二十一年四月実施の第二十二回総選挙の実施を前に、ほぼ出そろうこととなつた。このころの政治団体について、地元の佐賀新聞に掲載された、二十一年二月二十二日付勅令第一〇二号「政党、協会其ノ他ノ団体ノ結成禁止等ニ関スル件」に基づく、届け出団体のなかから抽出すると、次のとおりであった。

九州農民同志会 佐賀自由青年連盟 労農大衆党 立憲民衆党 新日本建設連盟 日本農民党 食糧危機打開連盟 日本社会党県支部連合会 青年革新連盟 民主政治研究会 松浦同心会 日本進歩党県支部 呼子青年党 救国青年同志会 日本共产党佐賀地方委員会 日本自由党県支部 北山村農民党 日本革新党 県文部 農本党

(二十一年四月四日現在 県地方課届け出順)

このように、終戦後の政治団体は、短期間の届け出分だけでも一九に達するなど、「雨後の竹の子」の感じであった。政治・経済情勢の安定化とともに、戦前の既成政党の流れをくむ中央の有力政党の地方組織として、整理されていった。以下、有力政党を中心に県内政党の沿革を概観

県下の主要政党の系統表



資料：佐賀新聞 県年鑑

- 注：(1) 21年頃の保守政党 結成は推定による。なお進歩党については、21年11月5日結成大会を開いている。
(2) 民主自由、民主、国民民主の各党の改編年月日は中央政党のそれに拠った。

する。

保守政党では、旧民政党的流れをくみ、大日本政治会系統の日本進歩党県支部が二十一年十一月結成大会を開催、戦後第一回の総選挙では二人を国会に送った。旧政友会系統では、同年、日本自由党県支部を結成し、同じく国会に代表二人を送った。

革新系では、二十年十二月旧無産運動や労働組合関係者を結集して日本社会党県支部連合会を組織し、最初の総選挙では四人の立候補者を立てたが、全敗し、翌二十二年四月には衆議院議員一人を当選させた。戦前、非合法政党であった日本共産党は、合法政党として党活動を再開し、二十一年一月佐賀地方委員会を組織して、炭鉱を中心に細胞を殖やしていく。そのほか、特異なものでは、二十二年三月松浦民主党的結成があり、これは唐津・東松浦地方の進歩・自由両党が一丸となって結党したもので、同年四月県議会に五人の代表を送った。

その後、中央における政党の改編に伴い、保守系政党の県支部は、日本進歩党関係では日本民主党—国民民主党—改進党、自由党関係では民主自由党—自由党と変遷を重ねた。

二十五年三月、自由党から脱党して鳩山自由党が結党されたが、県内では、二十六年四月知事選挙の際の立候補者擁立の問題から、鳩山派の党員が分党して自由党第一支部をつくったが、二十八年一月復帰した。二十六年十月には、日本社会党が左右両派に分裂したが、県内では左派が優勢であり、翌二十七年一月左派が大会を開いて結束を固め、翌二月には右派が結成大会を開いて、全国と同様に二つに分裂した。

二十九年十二月には、改進党と自由党からの脱党者によって日本民主党が結党されたことを受けて、改進党県支部と自由党からの分派によつ

て、日本民主党県支部が組織された。

三十年に入ると、保守合同、社会党統一の気運が醸成された。県内では、自由党と日本民主党はすでに県議会内の会派として公政会をつくっており、自由党と日本民主党はすでに県議会内の会派として公政会をつくっていたことであって、合同に異論はなく、九月に合同を申し合わせ、翌



県農政連の結成 昭和34年1月 (佐賀新聞)

三十一年一月自由民主党県支部連合会を結成した。一方、左・右両派社会党では、三十年四月ごろから統一の話し合いに入り、十月両派統一準備会委員会を設けて役員人事等の調整に入り、同月末に県連統一大会を開いて、統一を実現した。

なお、三十一年六月、自由民主党内に参議院議員選挙の公認問題から内紛が発生し、除名組が自由民主党県第一支部を名乗り、一時的に分裂がみられたが、同年十二月復党した。

三十三年になると、既存政党の農業政策にあきたらない農業団体を中心、農民本位の政治団体結成の動きが噴出して、いわゆる農民政治連盟が結成され、政界に波紋を引き起こした。この背景には、二大政党時代において政治の谷間におかれた農民、農村を振興させる目的で、農民の政治力結集の動きが全国的に起こっていた。

本県では、農業団体が中心となり、盟友を募り、一時は三万一、一五〇人に達し、翌三十四年一月県農民政治連盟の結成大会を開いて既成政党に脅威を与えることとなつた。本県の農民政治連盟は特に既成政党と一線を画し、各盟友は自由民主党を離れ、三十四年四月の県議選挙では七人当選、三十五年総選挙では一人を最高得票で衆議院に送るなど、農政連旋風を巻き起こした。

しかし、国会において一人では国政に農民の意思を反映させることができ難しいこと、既成政党の巻き返しによって、エネルギーが次第に衰え、その後の参議院選、衆議院選と相次いで敗北した。このため、四十年四月政治団体としては解散し、新たに県下各農協の団体加入による県農政協議会を設け、これを窓口に、農民の意思を政治・行政に反映させていくこととなつた。

三十五年一月には、日米安全保障条約改訂問題を契機に、日本社会党から民主社会党が分かれたが、県内組織は、七月佐賀全労を中心とした民主党連合会が結成された。しかし、次の総選挙で惨敗したことから、十二月執行部が総辞職するなど休止状態となつた。四十年三月に至り、再建大会を開いて組織を立て直した。

四十五年五月には、公明党県本部が結成をみてている。

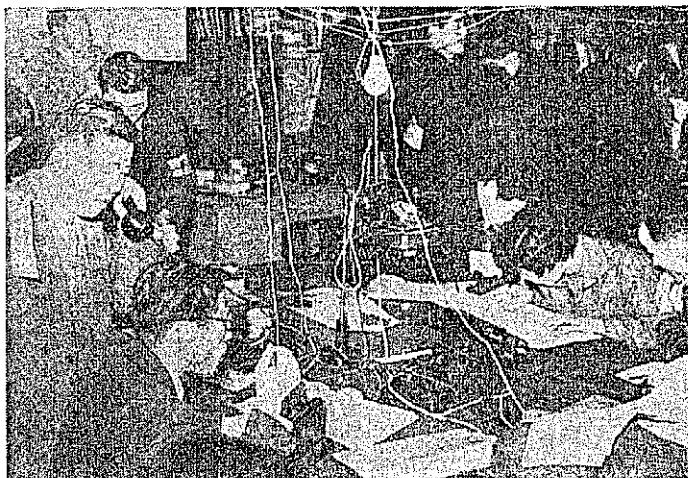
五 選挙管理委員会

選挙の管理執行に関する事務は、従来は一般行政事務と同様に、知事または市町村長の所管とされ、総括的には内務大臣の指揮監督を受けていた。戦後、知事・市町村長が公選制になつたので、二十一年の第一次地方制度の改革によつて、当事者が選挙を管理執行するのを避け、独立の選挙事務の管理執行機関として、地方に、都道府県会議員選挙管理委員会および市町村会議員選挙管理委員会が設けられた。その担当事務は、地方公共団体の長と議会の議員の選挙の管理執行と直接請求制度による住民投票の管理であつた。

また、衆議院議員および参議院議員（地方選出）の選挙に関する事務は、衆議院議員および参議院議員選挙法で、それぞれ都道府県会議員選挙管理委員会が管理することになつていていた。

選挙管理委員会は、選挙権を有する者の中から、議会において選挙された委員をもつて組織され、委員の定数は都道府県にあつては六人、市町村にあつては四人、また、委員と同数の補充員をおくことになつていた。

県議会議員選挙管理委員会は、二十一年十一月八日の臨時県会において



選挙結果の集計事務 昭和30年2月の総選挙

て六人の委員および同数の補充員が選挙され、設置された。それ以来、四十六年三月十三日に第九期委員が選挙され、現在に至っている。委員の任期は、当初は二年であった。

委員会は初代委員長に岩松玄十を選挙し、委員会制度が成立して、選挙管理委員会（選管）としての活動が開始された。ついで、二十二年三月には委員会規程を定め、管理体制が確立された。

二十二年五月三日、憲法と同時に地方制度の基本法である地方自治法が施行され、選管関係は本法中に統一して規定され、その名称も都道府県選管、市町村選管と改められて、職務権限の範囲が拡大された。また

組織の公正確保のため、都道府県選管では三人以上、市町村選管では二人以上の委員が同一政党に所属してはならないこととされた。

本県事務局の組織は、従来、知事が選挙事務を管理執行していた当時の事務機構をそのままの形で単に書記、書記長を任命したため、独立の執行機関としての選管の性格が

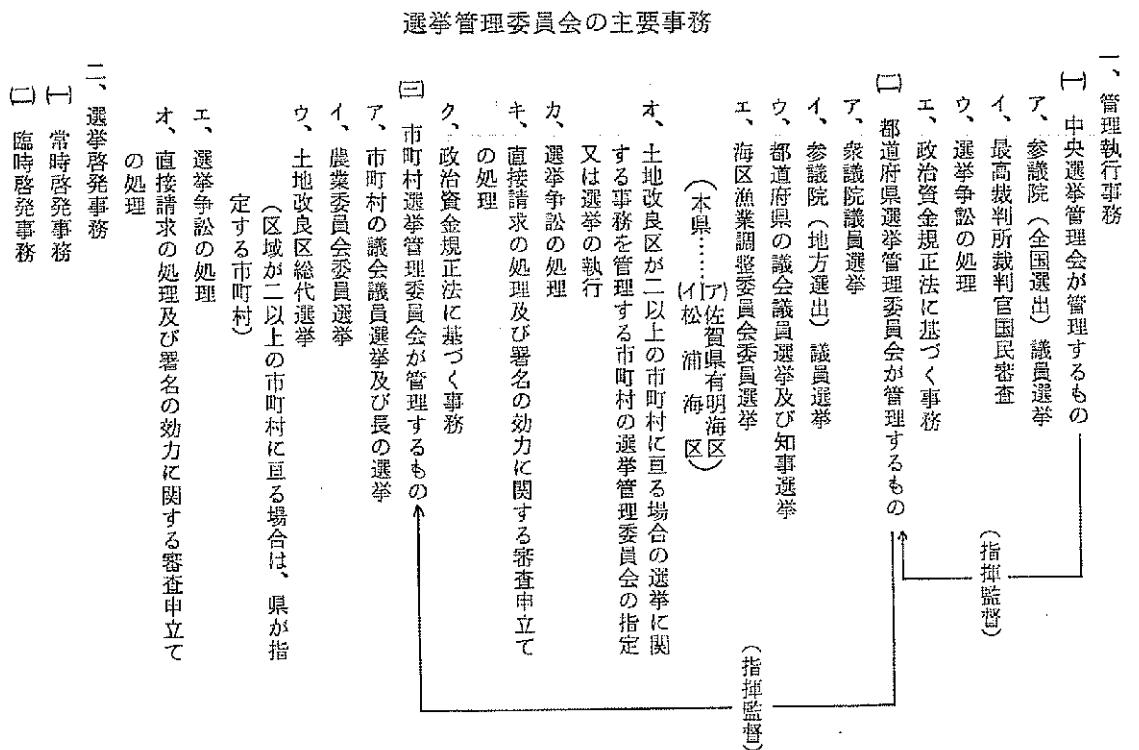
明確にならない面もあり、事務機構の強化と委員会事務を処理するため、二十三年九月事務局設置規程を定めて、委員会に事務局を設け、局长一人、書記若干名を置き、局长・書記には委員会の書記長、書記をそれぞれあてることとした。また地方事務所に支局を設け、支局长一人、書記若干名をもって組織し、支局长および書記には委員会の書記をあてた。

なお、二十九年十一月地方事務所の廃止に伴い、翌年九月事務局設置規程を一部改正し、支局制度を廃止した。

二十三年十二月、地方自治法の一部改正によって、委員の任期が一年延長されて三年となつた。二十五年四月公職選挙法（公選法）が制定され、公職選挙関係法令の統一と恒久化が実現し、選挙事務の管理・監督、選挙に関する啓発・周知と、その具体的業務等が規定された。

公選法が施行されたことに伴い、同年九月県委員会は、選挙について公選法の施行に必要な事項について定めた公選法施行細則を制定し、また、選挙に関する事務の取り扱いについて規定した公選法事務規定を制定した（三十年九月、細則、規程の全面改正、さらに、四十六年三月、細則を選挙運動および政治活動取扱規程と名称を変更するとともに改正をはかった）。

二十七年八月、行政簡素化をはかる趣旨で地方自治法の改正が行われ、委員の定数は都道府県と五大市は四人、その他の市および町村は三人（三十三年四月には四人に改正）に減少し、これに伴い政党制限は二人以上となつた。また、地方公共団体の補助機関たる職員に選挙事務を委嘱する場合の法的な関係が明らかになり、事務職員は、必置制から任意設置制になつた。



二十九年五月、公選法の一部を改正する法律によって、選挙執行機関による選挙の常時啓発に関する事務が法律上明確にされ、かつ、この事業に対する国の財政措置がなされ、從来やや不明確であった選管の選挙に関する常時啓発の事務がその職務として明らかにされた。また、三十年四月の公選法の一部改正では、選管が選挙に関する異議の申立てまたは訴願の審理を行う場合必要があると認めるときは、選挙人等の出訴および証言を求めることができ、この場合に、民事訴訟法中、証人の訊問に関する規定を準用する等、その職責が強化された。

三十六年十一月の地方自治法の一部改正では、事務職員が再び必置制に改められ、さらに、三十七年五月の一部改正では、選管制度の一層整備充実をはかるため、委員は、人格が高潔で、政治および選挙に関し公正な識見を有することが資格要件とされ、議会議員もよび長との兼職が禁止された。また、委員の任期が一年延長されて四年となり、都道府県および市の選管に書記長が必置制となつた。

三十八年四月の統一地方選挙の実績に徴して、事務量の増大にかんがみ、事務局の体制の確立および責任制の明確化を目的として、同年八月、本県事務局設置規程の一部改正を行つた。すなわち、事務局に新たに次長制を設けることとし、さらに庶務係、選挙係（従来知事部局の総務部地方課の行政係が他の業務とともに担当していた）の二係を設け、係長制が誕生するなど一段と事務機構の強化がはかられ、現在の体制が出来上がつた。

(資料)

- 一 日本政党史
- 二 県選挙結果調
- 三 佐賀新聞